

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、音楽CDやインターネット配信音源等（商業用レコード等）が公の場で利用された際に、実演家・レコード製作者が二次使用料を受け取ることができる権利（「レコード演奏・伝達権」）を創設する。

改正の概要

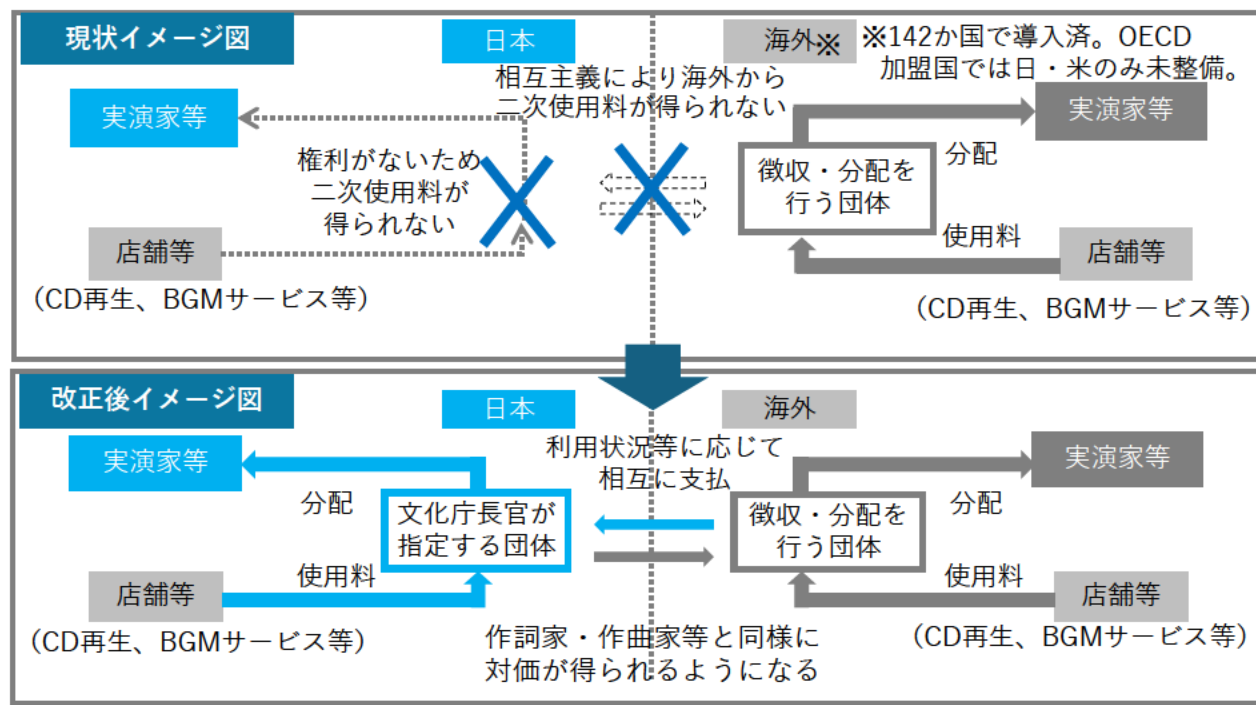
1. 実演家及びレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用（再生又は伝達）された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができることとする。（第95条の2、第95条の3、第97条の2、第97条の3の新設）

※作詞家や作曲家等の著作権者は既に権利が定められている。

2. 「レコード演奏・伝達権」に係る指定団体制度の創設等（第103条の2～第103条の8の新設等）

- ① 1.の権利について、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体のみが権利を行使することができることとする。
- ② 指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の案を作成し、公示しなければならないこととする。
- ③ 指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならないこととし、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができることとする。
- ④ 指定団体は、③の協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。



施行期日

公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日